

4 分譲マンション等耐震化支援事業 (耐震確認調査費用助成)

新耐震基準で建てられた分譲マンションについて、耐震性を再確認する調査を行う場合、費用を助成します。

当事業は、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

既に耐震確認調査の契約をしたもの又は既に耐震確認調査を実施したもの及びこの制度による助成を受けたことがあるものは申請できません。

助成を受ける方は地域防災協議会への加入に努めていただきます。

※必ず、申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2295, 2844

●対象となる建築物

| | |
|---|--|
| 1 | 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築確認を受けて建築された区内の分譲マンションで、非木造であること。 |
| 2 | 原則として建築基準法に適合している建築物であること。 |
| 3 | 原則として構造図又は構造計算書が存在する建築物であること。 |
| 4 | 現に延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。 |
| 5 | 耐震確認調査に係る管理組合の総会の決議又はこれに準ずるものにおいて、耐震確認調査の実施を決定していること。 |

●申込対象

- ・分譲マンションの管理組合
- ・分譲マンションの区分所有者の代表者
(区分所有者の集会の議決で決定された代表者)

●耐震確認調査の内容

- ・建築基準法施行令第3章8節(構造計算)による耐震確認調査及びその他区長が認める調査

●耐震確認調査の委託先

一般社団法人港区建築設計事務所協会

●助成内容

耐震確認調査に要した費用の全額(助成限度額450万円)

備考

- 1 一の建築物が、構造上複数の棟に及ぶ場合は、原則として建築確認申請の取扱いに準じます。
- 2 耐震確認調査に要した費用(見積額)には、振込手数料は含まれません。

3 耐震確認調査に要した費用（見積額）には、消費税相当額を含みません。ただし、消費税相当額は申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は含むことができます。

- (1) 消費税法第5条第1項又は第2項に規定する納税義務者でないこと
- (2) 消費税法第9条第1項本文の規定により、消費税を納める義務を免除され、かつ、同法第9条第4項の規定による届出をしていないこと

※アスベスト関連の経費は、助成の対象外となる可能性があります。

詳しくはお問い合わせください。

アスベスト対策費用助成については、下記へお問い合わせください。

環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係

TEL 03-3578-2490

●**交付申請に必要な書類**

耐震確認調査を契約・実施する約1ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を提出し、申請手続きをしてください。

| | 提出書類 | 要件 | 備考 |
|---|-----------------------------|----------|--|
| 1 | 耐震確認調査助成金交付申請書 (第23号様式) | 必ず提出 | <u>*使用する印鑑は、助成金請求書まで同一のものを使用してください。</u> |
| 2 | 消費税額確認書 (第24号様式) | 必要に応じて提出 | 消費税の納税義務者でないなどで助成金に消費税相当額を含む場合 |
| 3 | 確認通知書及び検査済証の写し又はこれに準ずるもの | 必ず提出 | *紛失等により、提出することができない場合は、港区等が発行する「台帳記載事項証明書」でも可とします。 |
| 4 | 既存建築物の法適合性に係る報告書(区様式) | 必要に応じて提出 | 検査済証の交付がない場合 |
| 5 | 不動産全部事項証明書(土地・建物)又は権利書 | 必ず提出 | 代表者のもの |
| 6 | 土地所有者の承諾書 | 必要に応じて提出 | 建物所有者と土地所有者が異なる場合 |
| 7 | 特殊建築物等定期調査報告書または管理規約及び図面の写し | 必ず提出 | 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていることが分かるもの |
| 8 | 区分所有者の集会の議事録 | 必ず提出 | ・耐震確認調査の実施、助成金の申請を決議した内容が記載されているもの ・申請者が区分所有者の集会の議決で決定された代表者であることが分かるもの |

| | | | |
|----|--------------|----------|--|
| 9 | 見積書の写し | 必ず提出 | 耐震確認調査の内訳(一式表示不可)が記載されているもの |
| 10 | 工程表 | 必ず提出 | 交付申請から完了報告書提出までの期間 |
| 11 | 建物に関する図面 | 必ず提出 | 原則として構造図又は構造計算書 ※上記図面がない場合はお問い合わせください。 一般図(案内図、配置図、各階平面図、立面図等) |
| 12 | 現況写真 | 必ず提出 | ・外観及び敷地の状況が確認できるもの ・エキスパンションジョイントがある場合は、その部分 |
| 13 | アスベスト事前調査報告書 | 必要に応じて提出 | 鉄骨造でアスベストによる耐火被覆がある場合 |

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※申請や完了等に提出する書類の中に誤字があった場合、訂正箇所には申請者の訂正印が必要になります。(管理組合の場合は、管理組合理事長印)

●耐震確認調査の着手届

交付決定通知を受けた後は、耐震確認調査に係る契約を締結し、耐震確認調査に着手するとともに、速やかに次の各号に掲げる書類を提出してください。

| | |
|---|--|
| 1 | 耐震確認調査着手届(第27号様式) |
| 2 | 耐震確認調査受託書(契約書も可)の写し(原則、契約時の見積りの添付が必要です。) |
| 3 | 建築士免許証等の写し、建築士でない場合は経歴書 |

●耐震確認調査の申請内容の変更

交付決定通知を受けた後、事情により申請内容を変更するときは、事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせの上、耐震確認調査助成金交付変更承認申請書(第28号様式)(軽微な変更の場合は、変更届(第28号様式の2))に変更内容に係る変更前及び変更後の書類を添付して提出してください。

●耐震確認調査の取りやめ届

交付決定通知を受けた後、事情により耐震確認調査を取りやめるときは、耐震確認調査取りやめ届（第31号様式）を提出してください。

●完了報告に必要な書類

耐震確認調査が完了したときは、次の各号に掲げる書類を提出してください。

| | |
|---|------------------------------|
| 1 | 耐震確認調査完了報告書（第32号様式） |
| 2 | 耐震確認調査報告書 |
| 3 | 耐震確認調査の受託書の写し又はこれに準ずるもの |
| 4 | 耐震確認調査の請求書の写し（委任払い制度を利用する場合） |
| 5 | 耐震確認調査の領収書の写し |

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※年度ごとの出来高の完了報告が必要となります。

●助成金の請求に必要な書類

助成金額確定通知を受けた後、次の各号に掲げる書類を提出してください。

| | |
|---|---|
| 1 | 耐震確認調査助成金請求書（第34号様式） *管理組合の場合は、必ず管理組合名義の口座にしてください。 *委任払い制度もご利用いただけます。 |
|---|---|

●取消事項

次に該当するときは、交付決定を取消し、助成金をすでに支払っている場合は返還をしていただきます。

予定工期を遵守してください。予定工期内に完了できない場合、助成金を支払うことができない場合があります。

| | |
|---|---|
| 1 | 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。 |
| 2 | 助成金を他の用途に使用したとき。 |
| 3 | 法令又は要綱若しくはこの要領に違反したとき。 |
| 4 | 事情により耐震確認調査を取りやめたとき。 |
| 5 | 予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。 |
| 6 | 事業内容、事業費及び事情の変更等により助成金が減額になったとき。 |
| 7 | 港区暴力団排除条例第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。 |
| 8 | 助成金の交付決定後、天災地変その他事情変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 |

●手続きの流れ

